

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【公表番号】特表2012-525391(P2012-525391A)

【公表日】平成24年10月22日(2012.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-043

【出願番号】特願2012-508570(P2012-508570)

【国際特許分類】

A 61 K 38/00 (2006.01)

A 61 P 31/04 (2006.01)

【F I】

A 61 K 37/02

A 61 P 31/04

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月2日(2013.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

細菌感染を治療するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって

前記薬剤は治療上有効な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染をしている対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、前記有効な量のグリコペプチド抗生物質により、前記対象において50%から95%の範囲で前記グリコペプチド抗生物質の一部が血清蛋白質に結合する、使用。

【請求項2】

細菌感染を防止するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって

前記薬剤は細菌感染を防止するのに十分な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染のリスクがある対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、細菌感染を防止するのに十分な前記量により、前記対象において50%から95%の範囲で前記グリコペプチド抗生物質の一部が血清蛋白質に結合する、使用。

【請求項3】

細菌感染の発病予防を提供するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって、

前記薬剤は細菌感染の発病予防を達成するのに十分な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染をしている対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、前記発病予防を達成するのに十分な量により、前記対象において50%から95%の範囲でグリコペプチド抗生物質の一部が血清蛋白質に結合する、使用。

**【請求項 4】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は5 5 %から6 5 %の範囲である、請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 5】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は7 0 %から9 0 %の範囲である、請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 6】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は8 0 %から9 0 %の範囲である、請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 7】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は、前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の3 0 分後に判定される、請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 8】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は、前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の2 4 時間後に判定される、請求項 1 - 3 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 9】**

細菌感染を治療するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって

前記薬剤は治療上有効な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染をしている対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、前記有効な量のグリコペプチド抗生物質により、前記対象において、前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の3 0 分から2 4 時間後の平均から5 0 %から9 5 %の範囲でグリコペプチド抗生物質の平均的な部分が血清蛋白質に結合する、使用。

**【請求項 10】**

細菌感染を防止するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって

前記薬剤は細菌感染を防止するのに十分な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染のリスクがある対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、細菌感染を防止するのに十分な前記量により、前記対象において前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の3 0 分から2 4 時間後の平均から5 0 %から9 5 %の範囲でグリコペプチド抗生物質の平均的な部分が血清蛋白質に結合する、使用。

**【請求項 11】**

細菌感染の発病予防を提供するための薬剤の製造のためのグリコペプチド抗生物質の使用であって、

前記薬剤は細菌感染の発病予防を達成するのに十分な量のグリコペプチド抗生物質を含み、細菌感染をしている対象に投与されるものであり、

前記グリコペプチド抗生物質はオリタバンシン、その医薬的に許容される塩、水和物、もしくは溶媒和物、またはその混合物であり、前記発病予防を達成するのに十分な量により、前記対象において、前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の3 0 分から2 4 時間後の平均から5 0 %から9 5 %の範囲でグリコペプチド抗生物質の平均的な部分が血清蛋白質に結合する、使用。

**【請求項 12】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は5 5 %から6 5 %の範囲である、請求項 9 - 11 のいずれか 1 項に記載の使用。

**【請求項 13】**

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は7 0 %から9 0 %の範囲である、請求項9-11のいずれか1項に記載の使用。

【請求項14】

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分は8 0 %から9 0 %の範囲である、請求項9-11のいずれか1項に記載の使用。

【請求項15】

前記グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する平均的な部分は、9つの測定値の平均値を計算することにより求められ、前記9つの測定値は、

(i) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の30分後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第1の測定値と、

(ii) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の1.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第2の測定値と、

(iii) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の2.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第3の測定値と、

(iv) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の3.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第4の測定値と、

(v) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の4.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第5の測定値と、

(vi) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の5.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第6の測定値と、

(vii) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の6.5時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第7の測定値と、

(viii) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の12時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第8の測定値と、

(ix) 前記グリコペプチド抗生物質の投与の完了の24時間後におけるグリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する部分の第9の測定値とを含む、請求項9-11のいずれか1項に記載の使用。

【請求項16】

グリコペプチド抗生物質の血清蛋白質に結合する前記部分は、平衡透析、超遠心分離、および限外濾過からなる群から選択される手段により判定される、請求項1-15のいずれか1項に記載の使用。

【請求項17】

前記細菌感染は複雑性皮膚および皮膚組織感染症(CSSSI)である、請求項1-16のいずれか1項に記載の使用。

【請求項18】

前記グリコペプチド抗生物質は前記グリコペプチド抗生物質および医薬的に許容される担体または希釈剤を含有する医薬組成物の形態にある、請求項1-17のいずれか1項に記載の使用。

【請求項19】

前記投与は静脈内投与または経口投与による、請求項1-18のいずれか1項に記載の使用。